

水戸市移動支援事業 Q&A

No	項目	質問	回答
1-1	契約	他市町村の事業所でも利用ができるか。	水戸市と契約をしている事業所であれば利用ができます。
1-2	契約	キャンセル料を利用者に請求することができるか。	キャンセル料を請求できる旨が契約書等に明示しており、利用者へ説明・同意を受けている場合には可能です。ただし、キャンセルした場合の利用時間を市に請求することはできません。
1-3	契約	受給者証がないが利用してしまった場合には、遡って決定することができるのか。	受給者証がない場合に移動支援事業としての利用はできません。また、利用開始についても受給者証を確認の上で契約をする必要がありますので、利用してしまった分については全額自己負担となります。
1-4	契約	自宅に行くまでの移動支援員の交通費を利用者に請求することができるか。	原則、請求できません。ただし、事業者が定める実施区域外の場合は請求することは可能であるため、契約時に取り決めが必要となります。
2-1	サービス内容	移動支援の目的及び内容について	「社会生活上必要不可欠な外出」及び「余暇活動等社会参加の促進に必要な外出」の際に利用することができる。なお、通勤、営業等の経済活動のための外出、宗教活動のための外出、通学等の通年かつ長期に継続する外出、飲酒やギャンブルを目的とした外出をする場合を除く。
2-2	サービス内容	社会生活上必要不可欠な外出とは	公的機関や金融機関への手続きや生活必需品の購入、医療機関等への通院のための外出をいう。ただし、居宅介護の対象となるものを除く。
2-3	サービス内容	社会生活一般で考えられる外出とは	冠婚葬祭、見舞い等の外出。ただし、児童については認められません。
2-4	サービス内容	移動支援員が支援すること	外出時の移動・移乗の介助や外出先での排泄、食事等の支援を行います。また、外出中やその前後におけるコミュニケーション(代筆、代読等)、その他必要と認められるその前後の身のまわりの支援を行います。
2-5	サービス内容	サービス提供について	移動支援事業者は、事前に作成する個別支援計画に基づきサービスを提供してください。また、突発的な利用を除き事前に利用目的や内容、その他必要な事項を利用者及びその保護者又は計画相談員と支援内容を確認しサービスを提供してください。
2-6	サービス内容	通学・通所・通勤の送迎に利用できるか。	通年かつ長期にわたる外出に該当するため利用はできません。ただし、普段送迎を行っている保護者等が出産・入院等により、一時的に送迎が出来なくなった場合には、通学・通所については必要に応じて利用を認められる場合があります。その場合には必ず市に相談してください。なお、保護者が風邪をひいて迎えに行けない、仕事の都合で迎えに行けないなどの場合には利用することはできません。
2-7	サービス内容	習い事等の送迎・付き添いに利用できるか。	移動支援事業の利用はできません。
2-8	サービス内容	施設(地域活動支援センターを含む)や学校の行事(キャンプ、宿泊等)への付き添いはできるか。	施設、学校側の主催によるものであり、その施設や学校に所属しているものに対しては、施設、学校側に監督責任があることから認められません。
2-9	サービス内容	家族会又は保護者会やPTAが主催する行事に移動支援を利用できるか。	施設や学校が行う行事とは別のものであり、社会参加の一環として認められます。ただし、就学前で保護者の同伴が必要な場合に移動支援員を保護者の代わりとして参加することは認められません。
2-10	サービス内容	通院やリハビリ、〇〇療法等で利用することができるか	原則、通院は居宅介護サービスでの利用となります。ただし、緊急的かつ突発的な通院が必要な場合には移動支援事業での利用も認められます。適否については障害福祉課で承認を受けてください。
2-11	サービス内容	通院に合わせて買い物に行くことができるのか。	原則、定期通院は居宅介護サービスで行います。買い物についても、必需品の購入は居宅介護サービスの範囲で行うことを原則とし、移動支援事業で通院と買い物を同時に行うことは特に必要があると市で認める場合を除き認められません。
2-12	サービス内容	プール教室等へ参加するため移動支援を利用できるのか	プール教室等の支援者が別にいる状況での利用はできません。
2-13	サービス内容	プール利用時の算定内容について	自ら着替えや遊泳が可能な場合で単にプールサイドで見守るだけであれば算定の対象となりませんが、更衣や排泄等実際に介助を行う場合や利用者の安全確認のため、プール内(水の中)にいる時間は算定対象となります。なお、プール内での遊泳介助は移動支援員の業務範囲ではありません。 ※保護者の同伴を要する年齢の児童については、移動支援でのプール利用は不可。
2-14	サービス内容	2人介護が必要な場合の対応について	事前に市が必要であると認めた場合に、2人介助は可能です(ただし、厚生労働大臣が定める要件(平18年厚労告546)を満たす場合に限り)。

No	項目	質問	回答
2-15	サービス内容	自転車での利用ができるか。	利用はできません。 常時介護ができる状態での付き添いが前提となるため、並走も不可となります。
2-16	サービス内容	移動支援員が運転する車で目的地まで移動することは可能か	移動支援を利用中に、サービス提供事業所が所有する介護タクシーに乗車することについて、公共交通機関としてのタクシー及び他社の介護タクシーをご利用されるのと同様に、乗車に係るメーター料金を支払い、運転手以外に利用者につき添う移動支援員が同乗している場合に限り、移動支援として認められます。メーター料金を徴収しないまたは運転手が移動支援員を兼ねる場合については、移動支援として認められません。
2-17	サービス内容	移動支援事業を利用中の移動支援員の交通費は利用者に請求することができるか。	移動支援員の交通費は利用者が負担することになります。
2-18	サービス内容	支援中の昼食費用について、利用者に請求できるか。	常識的範囲内で、移動支援員の費用は支援員自身が負担する。なお、必ずしも食事を一緒にする必要はありません。
2-19	サービス内容	観劇、映画、コンサート等の入場料について利用者に請求できるか。	場内での支援を行う必要がある場合の入場料は利用者の負担になります。
2-20	サービス内容	突発的な利用はできるか。	事業所が受けられる場合は可能です。ただし、支給量を超える場合は請求できません。
2-21	サービス内容	診察や学校懇談会等、プライバシーに関わる場合への立ち合いができるか。	利用者が希望し、同席することに相手方の同意を得ることが出来た場合はできますが、プライバシーに関わることについては十分に留意してください。
2-22	サービス内容	入院中の利用は可能か。	入院中に移動支援事業を利用することはできません。ただし、退院準備等のために一時帰宅する際、移動支援事業を利用することは差し支えありません。
3-1	請求	支援員が運転をする場合は、支援外の時間として明記するか	支援員が運転する車に乗って移動をしている時間は算定されないため、請求から除いてください。請求書には支援外の時間として明記してください。
3-2	請求	業務の途中で移動支援員の交代ができるのか。	長時間の業務になることも想定されるため。その際、支援した時間と移動支援員名を実績記録票に記載してください。
4-1	その他	移動支援サービスの計画書は毎回作成が必要か	個別支援計画は必ず作成していただく必要があります。利用時間や内容等が変更になった場合も必ず更新をしていただく必要があります。また、変更がなくても定期的に評価・見直しを行ってください。
4-2	その他	利用後の確認について	利用後は、利用内容を確認の上で実績報告書にその都度確認印を押してください。
4-3	その他	サービス提供について、利用者の体調不良により出発が遅れた場合の算定時間の考え方	障害福祉サービスの居宅介護等の考え方に準拠する。計画通りの時間で算定して差し支えない。今回の例では、時間通り利用者宅に到着し、見守りを提供していたものとする。(外出の準備もサービス提供時間に含む) 利用者にはご理解いただけるよう努める。
5-1	適用関係	計画相談とサービス利用について	計画相談支援員は移動支援事業の利用希望者がいる場合には、必要な相談援助を行いサービス利用計画に移動支援事業の内容を盛り込む必要があります。
5-2	適用関係	グループホーム入居者の移動支援の利用について	包括型のグループホームでの利用については、「社会生活上必要不可欠な外出」である場合に算定は認められます。ただし、外部サービス利用型のグループホームについては、「社会生活上必要不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」等について算定対象となります。いずれも個別支援計画に明記しておく必要があります。
5-3	適用関係	他市町村で援護を受けて水戸市内のグループホームに入居した場合に利用ができるのか	水戸市の規定により、他市町村援護の方は対象となりません。反対に、水戸市が援護している利用者が他市町村のグループホームに入居している場合には対象となります。
5-4	適用関係	施設入所をしている利用者が希望する場合に利用ができるのか。	原則、施設入所者は施設からの利用は認められません。ただし、冠婚葬祭等での利用は必要に応じて認める場合もあります。
5-5	適用関係	短期入所や日中一時支援のための利用ができるのか。	施設の送迎や家族がいる場合には原則認められません。家族が急病で親類や有償運送サービス等が利用できず送迎ができない緊急の場合にのみ認める場合もありますので、障害福祉課にご相談ください。
5-6	適用関係	利用時間に制限があるのか	1日を越えない範囲内となっており、日をまたいで利用することはできません。また、1人の支援員が行う上限は1日8時間までとします。ただし、利用する事業所が36協定により8時間を超える勤務が可能な場合は、この限りではありません。

No	項目	質問	回答
5-7	適用関係	行動援護, 同行援護, 重度訪問介護, 重度障害者等包括支援などのサービスを利用している場合にも利用できるか。	介護給付のサービスが優先になります。
5-8	適用関係	介護保険対象者である場合の利用について	介護保険で対応できるサービス内容については介護保険を利用してください。
5-9	適用関係	精神科デイケアの送迎に利用できるか。	定期的な通院等に関する利用はできません。
5-10	適用関係	居宅介護と連続して移動支援を利用することができるか。	可能ですが, 別サービスとして内容を切り分け, それぞれ個別支援計画に基づきサービスを利用してください。
5-11	適用関係	児童の利用について	就学前の児童は特段の理由がない場合には利用はできません。就学している児童で, 保護者が付き添えない状態の場合に利用を認められます。具体的には, 介護者自身に障害がある場合や疾病・怪我・妊娠等の理由により障害児の介護ができない場合などが該当します。(未就学児の外出にあたっては 社会生活一般において 保護者が同伴するものであり, 単独で社会生活上不可欠な外出や余暇活動等に参加することは 想定できないため)